

## 〈 所得の区分に関するチェックシート 〉 高松市 育成医療

※以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

1	<p>自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 受けている : 「生保」に○をしてください。(生活保護受給証明書をご用意ください)</li> <li>• 受けていない : 2へ (市民税の課税額が分かる証明書をご用意ください)</li> </ul>
2	<p>自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市民税 (均等割か所得割のいずれか、又は両方) が課税されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 課税されていない : 3へ</li> <li>• 課税されている : 4へ</li> </ul> <p>➢ 市民税の申告をしていない方については、申告をした上で所得課税証明書を取って提出してください。申告していない方がいる場合、所得区分は「一定以上」となります (非課税のために申告をしていない方についても同様です)。</p>
3	<p>自立支援医療を受診する方の保護者全員の収入がそれぞれ80万円以下ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 80万円以下 : 「低1」に○をしてください。</li> <li>• 80万円を超える : 「低2」に○をしてください。</li> </ul> <p>➢ 収入とは…特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害年金等を含めた収入の合計額 ➢ 年金証書 (振込通知書、または年金が振り込まれている通帳など収入がわかる書類)、特別児童扶養手当証書等をご用意ください。</p>
4	<p>自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市民税額 (所得割) は、以下のどの金額に該当しますか。</p> <p>なお、「住宅借入金等特別税額控除」「ふるさと納税に係る税額控除」を受けている場合は、「税額控除前」の金額で認定します。また、市民税額 (所得割) については、年少扶養控除・特定扶養控除があるものとして算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民税額 (所得割) <b>3万3千円未満</b> : 「中間1」に○をしてください。</li> <li>• 市民税額 (所得割) <b>3万3千円以上2万3千5百円未満</b> : 「中間2」に○をしてください。</li> <li>• 市民税額 (所得割) <b>2万3千5百円以上</b> : 「一定以上」に○をしてください。</li> </ul>
5	<p>「重度かつ継続」(※下記参照) に該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 該当する : 「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。</li> <li>• 該当しない : 「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。</li> </ul> <p>※「重度かつ継続」の対象範囲 (①または②に該当する方)</p> <p>① 腎臓機能障害、小腸機能障害、心臓機能障害 (心臓移植後の抗免疫療法に限る) または免疫機能障害の方</p> <p>② 医療保険の高額療養費で多数該当の方 (支給決定通知書の写し等をご用意ください) 申請前の12か月間において、受診者の属する医療保険の世帯が、3回以上高額療養費の支給を受けた場合が該当します。</p>

自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が・・・

◎健康保険や共済組合の場合  
被保険者本人の市民税額 (所得割) の金額

◎国民健康保険の場合  
一緒に国民健康保険に加入している方全員の市民税額 (所得割) を合算した金額

← 一定所得以下 →		← 中間的な所得 →		← 一定所得以上 →	
← 「生保」 →	← 「低1」 →	← 「低2」 →	← 「中間1」 →	← 「中間2」 →	← 「一定以上」 →
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	育成医療の経過措置		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			※負担上限額 5,000円	※負担上限額 10,000円	
			重 度 かつ 継 続	育成医療の経過措置	
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	※負担上限額 20,000円

※自己負担上限額の「中間1」「中間2」及び「重度かつ継続」の「一定以上」の自己負担上限額については、令和9年3月末までの経過措置となります。

